

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
11月10日
(金曜日)

目次

○公告

地域森林計画の案の縦覧（森林企画課）……………

地域森林計画の変更の案の縦覧（三件）（森林企画課）……………

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

○選管告示

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………



(二〇七) 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、令和六年四月一日から令和十六年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県長門農林水産事務所及び山口県下関農林事務所

二 縦覧の期間

令和五年十一月十日から同年十二月十一日まで

(二〇八) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和五年十一月十日から同年十二月十一日まで

(二〇九) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和五年十一月十日から同年十二月十一日まで

(二一〇) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和五年十一月十日から同年十二月十一日まで

(二二一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市瑞穂町一丁目八番五号

有限会社松風土地



山口県選挙管理委員会告示第百二十二号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成三十一年山口県選挙管理委員会告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「下関市山の田東町四番二〇号」を「下関市吉見新町一丁目六番一七号」に改める。